

生活のきまり（児童生徒配付用）

羽島特別支援学校の児童・生徒である自覚をもち、笑顔あふれる楽しい学校生活にし、社会的自立をめざし努力しましょう。そのためには、次の内容を守ることが大切です。

1 校内生活

（1） 授業

- ① 欠席・遅刻の場合は、必ず自分（またはお父さん・お母さん）で電話連絡をし、早退の時には必ず担任の先生に申し出ましょう。
- ② 下校の時刻をきちんと守り、部活動以外で残る場合には許可を得ましょう。

（2） 礼儀

- ① 登校・下校の時は、先生や友達にあいさつをしましょう。
- ② お客さまにはあいさつや会釈をしましょう。
- ③ 校長室・職員室等の出入りには、必ずノックし「失礼します。」「失礼しました。」と言いましょう。
- ④ 言葉づかいに気をつけましょう。

（3） 所持品

- ① 所持品には、必ず名前をはっきり記入しましょう。
- ② 他人の物は無断で使いません。また、物の貸し借りもしません。
- ③ 不必要な金銭や貴重品、または学校生活に必要なのないものは学校に持ってきてはいけません。
- ④ お金の貸し借りをしてはいけません。
- ⑤ 携帯電話は校内では使用してはいけません。
- ⑥ 定期券、携帯電話などの貴重品は、登校後毎朝担任（職員室）に預けましょう。

（4） 公共物

- ① 校舎、校具等の取り扱いには細心の注意を払い、常に整理・整頓に努めましょう。
- ② 誤って破損、紛失等の事故があった場合は直ちに担任に届け出ましょう。
- ③ 授業時間以外に教室、教具、校具等を使用する場合は、関係の先生の許可を得ましょう。

(5) 服装

- ① 端正な服装に心がけ、清潔にしましょう。

2 校外生活

- (1) 一人で外出するときは、家の人に行き先、用件、帰宅時刻を告げてから出かけましょう。
- (2) 夜間の外出はできるだけしません。
(高等部の場合、やむをえず外出する時は午後10時までに帰宅しましょう。)
- (3) 保護者の許可なしでは外泊はしません。
- (4) 交通ルールやマナーを守り、安全に努めましょう。
- (5) 喫茶店などの飲食店へは保護者と一緒に行きましょう。
- (6) アミューズメント施設(映画館・ゲームセンター)へは保護者と一緒に行きましょう。

3 通学について

(1) スクールバス

- ① 乗車したら、シートベルトを必ず締めましょう。
- ② 車内では静かにし、添乗員さんの指示を必ず守りましょう。
- ③ むやみに車外に出たり、窓から手や顔を出したりしてはいけません。
- ④ 乗車しないときは、必ずスクールバスの携帯電話に連絡をしましょう。
- ⑤ 下校時に乗車しないときは、担任の先生に申し出ましょう。

(2) 自転車

- ① 自転車通学届を提出し、交通ルール・交通道德を守り、安全に留意しましょう。
- ② ヘルメットを必ず着用しましょう(高等部は推奨)。
- ③ 雨天時においては、カッパを着用して、傘さし運転をしないようにしましょう。

(3) 徒歩

- ① 交通ルール・交通道德を守り、安全に留意しましょう。
- ② 寄り道をしません。

(4) 公共交通機関

- ① 発車時刻に遅れないよう、早めに家を出ましょう。
- ② 車内でのマナー、エチケットを守りましょう。
- ③ 他の人に迷惑をかけるような行動をしてはいけません。

4 職場研修・アルバイト・自動車学校への入校等について

高等部の生徒は、個々に相談の上実施することができます。

〈服装基準 中学部生徒用〉

		Aタイプ	Bタイプ
標準服	冬用 4月～5月 10月～3月	3つボタンシングルジャケット 冬スラックス(チェック柄) ネクタイ(淡いブルー色) ポロシャツ襟付またはカッターシャツ(白無地)	セーラージャケット 冬スカート(チェック柄) リボン(淡いブルー色) ポロシャツ襟付またはブラウス(白無地)
	夏用 5月～10月 (重複期間あり)	夏スラックス(チェック柄) ポロシャツ襟付またはカッターシャツ(白無地)	夏スカート(チェック柄) 半袖オーバーブラウス(セーラー襟) ポロシャツ襟付またはカッターシャツ(白無地)
	調整	ニットベスト・ニットセーターを、気候に合わせて適宜調整する。	
靴	通学靴	華美でないもの ヒールのないもの	
	上靴	指定された靴(中:ステップ101)	
	運動靴(外用)	運動しやすい靴	
	体育館シューズ	指定された靴(中:29KV-12027)	
雨具	かさ	通学に適したもの	
	その他	レインコート、雨靴(通学に適している色、形)	
	頭 髪	清潔であること	
	体育用品	(上): ホッピングシャツ(半チャック) ダンネックシャツ(かぶり) オープンシャツ(全開タイプ)	
		(下): セミストレートパンツ又はハーフパンツ Tシャツ(白無地、長袖または半袖)	

※標準服や指定の体操服の着用ができない場合は、申し出てください。

〈服装基準 高等部生徒用〉

		Aタイプ	Bタイプ
標 準 服	冬 用 4月～5月 10月～3月	三つボタンシングルジャケット 冬スラックス(チェック柄) ネクタイ(紺色) ポロシャツ襟付またはカッターシャツ(白無地)	セーラージャケット 冬スカート(チェック柄) リボン(紺色) ポロシャツ襟付またはブラウス(白無地)
	夏 用 5月～10月 (重複期間あり) 調整	夏スラックス(チェック柄) ポロシャツ襟付またはカッターシャツ(白無地) ニットベスト・ニットセーターを、気候に合わせて適宜調整する。	夏スカート(チェック柄) 半袖オーバーブラウス(セーラー襟) ポロシャツ襟付またはカッターシャツ(白無地)
靴	通 学 靴	華美でないもの ヒールのないもの	
	上 靴	指定された靴(ステップ101)	
	運動靴(外用)	運動しやすい靴	
	体育館シューズ	指定された靴(29KV-12027)	
雨 具	か さ	通学に適したもの	
	そ の 他	レインコート、雨靴(通学に適している色、形)	
頭 髪		清潔であること	
体 育 用 品		(上) : ハーフジップシャツ(半チャック) プルオーバーシャツ(かぶり) オープンシャツ(全開タイプ)	
		(下) : セミストレートパンツ又はハーフパンツ Tシャツ(白無地、長袖または半袖)	
作 業 服		指定されたもの	

※標準服や指定の体操服の着用ができない場合は、申し出てください。

規程等の改定又は廃止の手続き

- 1 連合児童生徒会の会員は、児童生徒の意見を集約し、校長に対して、「生活のきまり」等の規程の改正や廃止を求めることができる。
- 2 校長は、前項の規程に基づく求めがあったとき、又は規程等の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で児童生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、保護者や地域住民、学校関係者等でその内容について議論するものとする。
- 3 校長は、保護者や地域住民、学校関係者等での議論を踏まえ、規程等の改正又は廃止について決定するものとする。
- 4 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、児童生徒及び保護者に説明をするものとする。